

本館使用料(平成26年4月1日から)

①基本使用料			基本使用料の額					②時間外使用料 1時間当りの額								
			午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日								
			9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	18:00~ 22:00	9:00~ 17:00	13:00~ 22:00		9:00~ 22:00							
ホ ー ル	平 日	入場料を徴収しない場合	円 7,660	円 10,260	円 13,820	円 17,920	円 24,080	円 31,750	3,810 円							
		500円以下の入場料を徴収する場合	17,490	23,320	31,530	40,820	54,860	72,360	8,680							
		1,000円以下の入場料を徴収する場合	21,920	29,160	39,420	51,080	68,580	90,500	10,860							
		2,000円以下の入場料を徴収する場合	28,400	37,900	51,190	66,310	89,100	117,500	14,100							
		2,000円を超える入場料を徴収する場合	34,990	46,650	62,960	81,640	109,620	144,610	17,350							
	土 日 ・ 休 日	入場料を徴収しない場合	9,180	12,200	16,520	21,380	28,720	37,900	4,540							
		500円以下の入場料を徴収する場合	20,950	27,970	37,800	48,920	65,770	86,720	10,400							
		1,000円以下の入場料を徴収する場合	26,240	34,990	47,190	61,230	82,180	108,430	13,010							
		2,000円以下の入場料を徴収する場合	34,120	45,460	61,340	79,590	106,810	140,940	16,910							
		2,000円を超える入場料を徴収する場合	42,010	55,940	75,490	97,950	131,430	173,440	20,810							
集 会 室	1号室	営利又は営業の宣伝を目的としない場合	2,160	2,800	3,780	4,960	6,580	8,740	1,040							
		営利又は営業の宣伝を目的とする場合	6,370	8,420	11,340	14,790	19,760	26,130	3,130							
	2号室	営利又は営業の宣伝を目的としない場合	1,290	1,720	2,370	3,020	4,100	5,400	640							
		営利又は営業の宣伝を目的とする場合	3,780	5,070	6,800	8,850	11,880	15,660	1,870							
	3号室	営利又は営業の宣伝を目的としない場合	860	1,080	1,510	1,940	2,590	3,450	410							
	4号室 5号室	営利又は営業の宣伝を目的とする場合	2,160	2,910	3,880	5,070	6,800	8,960	1,070							
備考	<p>1 この表において入場料とは、入場料、会費、会場整理費その他の名称のいかにかわらず、催物1回について入場者が支払う対価をいい、入場料に2以上の区分がある場合にあっては、そのうちの最高額をいう。</p> <p>2 この表に定める時間区分には、実際に利用する時間のほか、その準備及び片付けに要する時間を含むものとする。</p> <p>3 利用者が入場料を徴収しないで営利(利用者が商行為のため、特定又は不特定多数のものを対象に営業の広報、宣伝又は営業上の利益のために行う招待、その他これに類する行為をいう。)の目的に利用する場合の使用料の額は、1,000円以下の入場料を徴収する場合の使用料の額とする。</p> <p>4 この表において休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。</p>							③ 専ら練習、準備等の為に利用する場合の使用料 ホールの当該利用に係る基本使用料の額と時間外使用料の額とを合算した額の70%に相当する額(使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た額とする。)								
								④ 冷暖房設備使用料								
								<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1時間当たりの使用料 1時間未満のときは 1時間として計算する。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ホール</td> <td>冷房</td> <td>5,720</td> </tr> <tr> <td>暖房</td> <td>4,530</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		1時間当たりの使用料 1時間未満のときは 1時間として計算する。	ホール	冷房	5,720	暖房	4,530
区 分		1時間当たりの使用料 1時間未満のときは 1時間として計算する。														
ホール	冷房	5,720														
	暖房	4,530														
								⑤ 持込み電気機器使用料 持込の電気機器の使用により通常以上に電力を消費する場合に適用する。 1利用単位つき 1kw当り 150円 1利用とは、基本使用料の表に規定する午前、午後又は夜間をいう。								
								1時間未満のときは、1時間として計算する。								